

川西町子ども・子育て会議 会議録

平成 28 年 3 月 31 日作成

■日 時 平成 28 年 3 月 23 日 15 時～15 時 45 分

■場 所 川西町役場 2 階 研修室 A

■出席者

川西町子ども・子育て会議委員

北村 直美 米澤 志保 川端 正視 本井 友美子

谷口 廣行 宮崎 博文 辰巳 かおる 岡田 幸余

森田 政美 栗原 進 下間 章兆 今仲 左知子

事務局（川西町福祉部健康福祉課）

吉岡 秀樹 奥田 好志 増井 肇

■欠席

川西町子ども・子育て会議委員

森本 桃子

■内容

1. 開会
2. 会長の選出について
3. 議事 （1）認定こども園の開設に伴う意見聴取について
 （2）川西町子ども・子育て計画の進捗状況について
4. 閉会

■配布資料 資料 1 特定教育・保育施設の利用手員の設定に係る意見聴取について
 資料 2 川西町子ども・子育て支援事業計画分野別計画 進捗状況
 資料 3 川西町子ども・子育て会議条例（平成 25 年 12 月 24 日条例第 26 号）

■議事録 3 ページ以降に掲載

川西町子ども・子育て会議 委員名簿

平成 28 年 3 月 23 日

	区 分	所属及び役職等	氏 名
1	子どもの保護者	成和保育園保護者代表	森本 桃子
2	子どもの保護者	川西幼稚園保護者代表 (PTA 会長)	北村 直美
3	子どもの保護者	川西小学校保護者代表 (PTA 会長)	米澤 志保
4	子ども・子育て支援に関する事業 に従事する者	成和保育園 園長	川端 正視
5	子ども・子育て支援に関する事業 に従事する者	川西幼稚園 園長	本井 友美子
6	子ども・子育て支援に関する事業 に従事する者	川西小学校 校長	谷口 廣行
7	子ども・子育て支援に関する事業 に従事する者	社会福祉法人飛鳥学院 児童家庭支援センターあすか	宮崎 博文
8	子ども・子育て支援に関する事業 に従事する者	川西町主任児童委員	辰巳 かおる
9	子ども・子育て支援に関する事業 に従事する者	川西町主任児童委員	岡田 幸余
10	その他町長が必要と認める者	川西町副町長	森田 政美
11	その他町長が必要と認める者	川西町教育委員会教育次長	栗原 進
12	その他町長が必要と認める者	川西町福祉部長	下間 章兆
13	その他町長が必要と認める者	川西町保健センター所長 (同子育て支援センター所長)	今仲 左知子

(順不同・敬称略)

1. 開 会

(15時00分)

事務局 ただ今から「川西町子ども・子育て会議」を開催します。ご多忙に関わらずご出席を賜りましてありがとうございます。本来であれば、委員の皆さま、お一人お一人に、委嘱状を手渡ししなければいけないところではございますが、席上に委嘱状を置かせていただいております。ご確認をお願いします。
会議に先立ちまして、森田副町長から挨拶を申し上げます。

副町長 本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、平素は川西町の子育てに関する各種政策にご理解とご協力をいただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、「子育て」と「保護者の就労」のあり方については、様々な場面で話題に上がっています。所謂“イクメン”のあり方、女性の働き方、待機児童や保育の人材の問題など、多々あるかと思えます。これらは、特殊な地域や特殊な環境だけの課題ではなく、川西町においても1つ1つの家庭に当てはめて考えていかなければならない普遍的な課題であると考えております。

そのような子育てに関する課題全般について考えていただき、町の政策に反映していただく場が、この「子ども・子育て会議」と認識しております。

今回は、川西町に新しく開設される予定の「認定こども園」について、皆様のご意見を頂戴いたします。皆さまには「川西町に新しく保育所ができる」という噂も耳にしているかと思えますし、関心が高い話題であると感じております。

法律では、新しく「認定こども園」が設置される場合、その定員数を「子ども・子育て会議」で意見を聞いた上で定めるとされています。開設に向けた進捗状況や今後の予定なども併せて、担当から説明させていただきたく思います。皆さまから忌憚のないご意見を出していただき、ご意見を今後の保育行政の参考にさせていただきたく思います。本日はよろしく申し上げます。

事務局 それでは、議事に先立ちまして委員の皆さまの紹介をさせていただきます。

(出席委員の紹介)

続いて、事務局を紹介します。

(事務局職員の紹介)

それでは、ここで、お手元に配布しております資料の確認をお願いします。

(資料の確認)

2. 会長・副会長の選出について

事務局 日程 2 会長の選出をさせていただきます。
『川西町子ども・子育て条例』の規定により、会長の選出をさせていただきます。どなたか、会長に適任と思われる方はおられますか。

(意見なし)

A 委員 事務局で腹案があれば提案してください。

事務局 ご提案がありましたので、事務局から森田副町長を推薦させていただきたく思います。前回会議まで会長として、議事運営をお願いしており、今回も引き続き会長として進行をお願いしたく思います。皆さま、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございます。賛同いただいたということで、会長は森田副町長にお願いしたいと思います。それでは、『川西町子ども・子育て会議条例』の規定により、以降の議事は森田副町長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 (会長席へ移動)

それでは、今後、会議の進行をさせていただきます。委員の皆さまのご協力をいただきながら、円滑に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。まず始めに、この会議の議事録の要旨につきましては、原則公開としまして、

3. 開設予定施設の認可定員について

3号認定（0歳児）につきましては、平成29年度保育量の見込みとして23名、現在確保済の定員は9名、整備が必要な定員は14名、審議対象施設の認可定員は10名となっています。

3号認定（1・2歳児）につきましては、平成29年度保育量の見込みとして47名、現在確保済の定員は36名、整備が必要な定員は11名、審議対象施設の認可定員は30名となっています。

2号認定（3歳児以上）につきましては、平成29年度保育量の見込みとして84名、現在確保済の定員は85名、整備が必要な定員は0名、審議対象施設の認可定員は45名となっています。

以上のことから、量的には現時点で一部確保されていますが、『川西町子ども・子育て支援事業計画』を策定する際のアンケートで、認定こども園の設置について一定以上の要望や、町内の保育施設を選択できるようにしてほしいといった要望があったため、設置に向けて取り組むものであります。

事務局

説明を補足します。昨年3月に『川西町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。その中で認定こども園の設置については「アンケート調査にて一定以上の要望があり、国の方針でも積極的に推進されているため、その誘致に向けて積極的に取り組んでいきます」と位置づけました。それに基づき愛和会から、川西町で認定こども園を設置したいという申し出がありました。認定こども園につきましては、県の許認可となります。現在、事前協議という段階です。今回はその事前協議段階で提案されている定員についてご意見をお伺いするものです。

会長

ただいまの説明につきまして、なにかご質問、ご意見ございますか。

B委員

認可定員の100名については、年齢ごとの区分けはありますか。
また、「平成29年度量の見込み」と「現在の確保済定員」「整備すべき定員」の数値根拠を教えてください。

保育担当

保育所部門の年齢ごとの定員は、0歳児が10名、1～5歳児が各15名です。
幼稚園部門の年齢ごとの定員は、3～5歳児が各5名です。
「平成29年度量の見込み」「現在の確保済定員」につきましては、『川西町子ども・子育て支援事業計画』P66に沿った数値となります。人口動態やアンケ

ートを基に設定しています。「整備すべき定員」はその差し引きとなります。

会長 他になにかご質問、ご意見ございますか。

A 委員 確認ですが、「現在の確保済定員」につきましては町内の保育所の定員なので
しょうか。
それと広域で措置されている児童についても、この認定こども園は利用できる
のですか。

保育担当 「現在の確保済定員」につきましては現在の町内保育所・成和保育園の定員で
す。この確保済み定員は、現在町にある保育園である成和保育園の定員です。
広域で措置される児童についても、認定こども園の利用は可能です。

事務局 広域で措置されている町外在住の児童の扱いについては、申し込み状況による
かと思われます。まずは、川西町に在住の方を第一に優先して利用してもら
うべきと考えています。現在、他の保育所に通っている児童の扱いにつ
きましては、現在の環境からの変化の影響が大きいこともあるので、詳細は未定と
させていただきます。
併せて、今後のスケジュールを捕捉します。現在は事前協議中ですが、新年度
になると、この会議の意見も参考にしつつ県へ正式な申請を行うこととなり
ます。認可の内示が出て、県の補助金が決まると、建物の工事が行われること
となります。土地の造成については、現在一部準備されていると聞いていま
すが、これについては許認可が必要ないとのこと。

C 委員 100名は愛和会からの申し出ですか？

保育 そうです。

C 委員 施設はそれに対応できるものですね。

事務局 認定こども園の施設については面積要件があります。児童1名について何㎡と
いった基準によって、施設の計画を立てられています。計画が基準に沿って適
正なものかどうかは県で審査されます。

C 委員 この会議はこれらを是正する役割があるのでしょうか。

- 事務局 この会議では定員を決定する権限はありません。適正かどうかを含めて、あくまでもご意見をお聞きする場です。当然、少人数過ぎても運営の維持ができませんし、多人数過ぎても、町の規模に沿わなかったり、用意されている土地の広さに見合わなかったりします。私立なので運営の経営面も考えないといけません。また、現時点で保育二一ズの量に沿わないところもあるかもしれませんが、保育所は広域的な保育の受け皿にもなります。
- 川西町としても意見は進達時に申し添えますが、県との事前協議でもこれくらいなら妥当かと協議されています。
- C 委員 三宅町の幼稚園が認定こども園になります。それが今回の認定こども園の新設に影響しているのですか？
- 保育担当 それは関係ありません。
- D 委員 待機児童の人数は？
- 保育担当 0人です。
- B 委員 認定こども園の保育料の設定方法はどのようになっていますか。
- 保育担当 保育所利用料は、住民税の所得割に応じた金額が設定されます。幼稚園の利用料金についても、1号認定こどもとして所得に応じた金額が設定されます。保育所利用料の設定は川西町が行います。どこの保育所、こども園に通っても差が生じることはありません。
- ただし、料金の集め方が従来の保育所と異なります。従来の保育所は、町が保育料を集めます。認定こども園は、こども園が直接徴集し、運営費との差額を計算した上で、園が町に請求します。幼稚園部分も同様です。
- 事務局 基本的な保育に加えて、独自に行う教室、例えば英語教育などについては、別で利用料金や実費の請求が発生する可能性はあります。あくまでも、基本的な保育料は一緒です。
- B 委員 川西幼稚園は、住民税の所得割で利用料を計算しています。しかし、上限があります。所得に応じた減額も行っています。

- 保育担当 基本的に、保育所、幼稚園、認定こども園ともに「川西町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める規則」によって利用料金を計算します。ただし、規則の第1条の但し書きで、川西幼稚園についてはその例から除いています。
- 会長 極端に言えば、新設の認定こども園の幼稚園部分の利用料金が、川西幼稚園の利用料金よりも高くなる可能性があるということですか。
- 保育担当 そのとおりです。
- F委員 「平成29年度量の見込み」について説明されましたが、5年、10年後の人口推移や保育ニーズの推移については、どのように予測されていますか。
- 事務局 『川西町子ども・子育て支援事業計画』にて、計画策定時から5カ年の人口推移を示しております。9～10ページです。保育ニーズの推移につきましては、同計画の66ページに掲載しております。
- 会長 ありがとうございます。
これまでの説明につきまして、他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(意見・質問なし)
- 会長 他に、ご意見やご質問がないということにさせていただきます。
次の議事に進みたいと思います。

3. 議事 (2) 川西町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

- 会長 事務局から、議題2「川西町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」について、説明をお願いします。
- 事務局 昨年度、委員の皆さまにご指導いただきながら、『川西町子ども・子育て支援事業計画』を策定させていただきました。この計画は、平成27年4月から『子

ども・子育て支援新制度』が実施されるにあわせて策定されたもので、川西町がどのような子育て政策に取り組んでいくかを示したものとなっています。お手元に、この計画の進捗状況について、資料2をお配りさせていただいております。年度途中とあって、実績につきましては見込みの段階ですが、今回、委員の皆さまにお集まりいただく機会がございましたので、取りまとめさせていただきました。全ての中身を読み上げると、かなりのボリュームになることから、一部のみの紹介とさせていただきます。

まずは23ページをご覧ください。放課後児童健全育成事業、所謂「学童保育所」の運営についてです。平成27年度の事業としては、70名の定員で実施しました。しかし、ニーズの増加や利便性の向上を考慮し、平成28年度からは定員を86名まで増員し実施する予定でいます。

続きまして、63ページをご覧ください。平成27年度においては、放課後子ども教室として、地域の人材によって運営する学習支援の場を設けました。この事業は27ページや、先ほどの学童保育所との連携によって進めております。

最後に46ページから51ページまでに関連することです。町内各部署で子育て支援情報が連携できる仕組み「ネウボラ」の構築を現在進めています。「ネウボラ」というのは、縦割りで行われている行政の子育て支援事業を、横の連携を強めて進めていこうとするものです。「ネウボラ」という言葉は聞き馴染みのないものかと思えます。「ネウボラ」は、福祉大国であるフィンランドの子育て支援の制度のことです。現在、日本でも「ネウボラ」のような仕組みを取り入れようという動きが出てきています。「ネウボラ」とは「アドバイスを受ける場所」という意味で、妊娠から子育てまでにおける様々な助言・支援などのサービスのほとんどをそこで受けられる仕組みです。川西町でも、川西町の魅力を高める「四つの活カプラン」のひとつとして「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」を掲げております。まちづくりを子どもや子育ての観点から見直し、子どもたちが健やかに育つ仕組みを整えます。その仕組みづくりの実現のため「ネウボラ事業」に積極的に取り組んでまいります。「ネウボラ」を日本語に当てはめると「子育て世代包括支援センター」となります。「センター」と表現していますが「建物」を表す言葉ではなく「仕組み」を表す言葉としてご理解ください。

その基本3要件として、

①妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当

事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること。

②ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること。ここでのワンストップとは、その場で全ての手続きができるのではなく、その場での確な行政窓口へ案内できる仕組みをいいます。

③地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと。

があげられます。現在、川西町では保健センターで妊娠期からある程度のところまで支援しており、子育て支援センターにおいて就学までの支援を行っています。来年度からこの2つの施設を中心に、「ネウボラ」の仕組みを整備していきたいと考えています。現在は計画段階で詳細につきましては検討中ですが、整理できた段階で、広報等の媒体を通じて住民の皆さまにお知らせします。子育て支援の事業をたくさんの方に利用してもらいやすい環境整備を進めていきます。

その他の事業については説明を割愛させていただきますが、後日資料をご覧になられて気になる点、疑問点がございましたら、事務局までご連絡ください。議事2については、以上です。

会長

ありがとうございます。「ネウボラ」を中心に説明されました。町内各部署において情報共有できる仕組みを構築するということから「ネウボラ」事業を始め、子育て支援の一元化を進めるということであるかと思えます。他の件も含めて、ただいまの説明につきまして、なにかご質問、ご意見ございますでしょうか。

E 委員

「ネウボラ」について質問します。「妊娠から子育てに至るまで」ということですか、どの時点までの支援を想定していますか。

事務局

就学まで、つまり小学校に進学するまでを想定しております。

会長

他にご意見・ご質問はございますか。

(意見・質問なし)

会長

他に、ご意見・ご質問がないようですので、以上で議事を終了させていただきます。資料はボリュームがありますので、改めて気になる点があれば、後日も結構ですので事務局までご連絡ください。本日、皆さまから頂戴しましたご意見等につきましては、保育事業に留まらず、子育て政策全般に役立てていただきたく思います。

4. 閉会

事務局

それでは、これもちまして、「川西町子ども・子育て会議」を閉会いたします。本日は、ご出席いただき、ありがとうございました。

(15時50分)